

相談事例

事例1 悪質な出会い系サイト

相談内容

お試しの無料ポイントがもらえる出会い系サイトがあったので、登録すると、メールが届いた。読むだけでポイントを消費して、お試しのポイントが無くなっていることに気がつかなかった。何度かメールのやりとりをただけで会う約束をするまでにはいかなかった。高額な利用料を請求されている。

(20代 男性)

【処理概要】

ポイント制の有料サイトでは、最初にお試しの無料ポイントがもらえます。優良サイトであれば、このポイントが終わるとメールの送受信ができなくなり、続ける場合は自分でポイントを購入する必要があります。しかし悪質サイトでは、ポイントが無くなっても、自動的にポイントを購入したことになり、料金を請求されます。

出会い系サイトは通信の場を提供しているだけで、出会いを提供するサービスではありません。だまされてポイントを消費させられたことの証明ができない限り、メールを送受信したのであれば、その利用料は支払わざるをえないと回答しました。

【解説】

出会い系サイトのトラブル相談は、携帯電話やインターネットを使って簡単に利用できるため、若者だけでなく10代から50代まで幅広くあります。また、支払方法も、カード払いやコンビニ払いなどで、手軽に利用できるようになっています。

無料だと思わせて登録させ、自動的に有料に切り替わる、初回ポイントは無料だが登録料や入会金は別、登録すると、気のあるそぶりのメールが届き、メールを読むだけで高額な利用料が課金されるなどの手口があります。無料ポイントがいくら分ということばかりに気をとられず、とにかく、規約を隅々まで読むことです。あやしいと思ったら、そのサイトを利用するのはやめましょう。

事例2 アルバイトを装った詐欺

相談内容

携帯電話のサイトで「簡単なアルバイト」という仕事紹介をみて、相手と連絡をとり、話を聞くために待ち合わせをした。「消費者金融の市場調査をしている。調査員としてサラ金から借り入れてくれたら、バイト代7万円を支払う。借入金の返済はこちらがするので、名義だけ貸してくれたらよい」ということだった。消費者金融3社で150万円借りて、カードとお金を渡し、バイト代をもらった。その後、消費者金融から請求がきた。相手とは連絡がとれない。

(20代 男性)

【処理概要】

「名義を貸しただけ」という言い訳は通用しません。相手との口約束は、消費者金融には関係なく、法律上、名義を貸した人は借金の返済義務を免れることはできません。



相手にだまされて名義を貸してしまった場合、詐欺の主張ができることもありますが、アルバイト代をもらっているため、名義を貸した人の責任も問われます。

返済をしなければ、延滞日数が膨らんでいきます。その結果、信用情報機関にも延滞情報が登録されます。いずれにしても、相談者に返済義務があると回答しました。

【解説】

大学生や成人したばかりの若者が、アルバイト感覚で誘いにのってトラブルに遭うケースが増えています。

「名義貸し」は、他の人が商品を購入したり、借金をするなど、なんらかの契約をする際、その人に代わり、自分が名義人となって、つまり自分の名前を貸して契約することをいいます。

「名前を貸すだけだから」と軽い気持ちで行う人が多いのですが、名前を貸すということは、貸したその人が契約者になるということです。商品代金の支払いや借金の返済は名前を貸した人がしなければなりません。

名義貸しを頼まれ場合は断固断ることです。どうしても断りきれない場合は、名義ではなく、正式な借用書を作成し現金を貸したほうが、最悪の場合でも、信用情報に傷がつくことはありません。

事例3 投資用マンションの電話勧誘

相談内容

職場に事業者から投資用マンションの購入を勧める電話がかかってくる。「賃貸にだせば、利益がでる」「このような良い物件はめったにない」と一方的に話をする。購入する気持ちはないと電話を切ろうとすると、脅し口調になり、もめていると思われたくなくて、つい、会って、話を聞く約束をしてしまった。会うと、ますます断れないことになりそうで困っている。

(50代 男性)

【処理概要】

特定商取引法の電話勧誘は、消費者が申し込みしないという意思表示をすれば、再勧誘することは禁じられています。しかし、マンションは指定商品ではないため、適用されません。

会うと長時間勧誘されることは必至です。話を聞くだけではすみません。契約するまで解放してもらえないでしょう。

契約する気がなければ、絶対に会わないことです。相手は営業活動をしています。相手の話を聞くか、聞かないか、契約するか、しないかは、消費者の自由です。

「契約する気はないから、話を聞く必要がない」とだけ伝えて電話を切るよう助言しました。

【解説】

マンションの売買を業として行う場合、宅地建物取引業法により、国土交通大臣や都道府県知事の免許が必要です。また、宅建業法では「電話による長時間勧誘その他の私生活または業務の平穩を害するような方法で困惑させること」を禁止し、行政処分の対象としています。

強引な電話勧誘に対しては、最初に「会社名、担当者名、電話番号」を聞きます。それから用件を聞きます。こちらの質問に答えず、一方的にしゃべる業者もいますが、話をさえぎってでも聞くことです。そして、「不動産を購入する気はないので、今後、一切の電話をお断りします」と伝えます。何度断っても電話をかけてくる場合は、その都度、日時などを記録しておくことです。あまりにも執拗であれば、府県の宅地建物取引業所管課に申し出ることも一案です。

なお、投資用マンションの契約は、「事務所以外の場所」「代金を支払っていない」などの要件がそろっていれば、宅建業法のクーリング・オフが可能です。

事例4 ペットのトラブル

相談内容

ペットショップで前から欲しかった犬を購入した。ところが、次の日から嘔吐と下痢が始まり、獣医師によると、パルポウイルス病とのことで1週間後に死亡した。パルポは潜伏期間があるので購入前にすでに病気にかかっていたとして、店に返金を求めた。店は「返金は一切できない」と書かれた同意書にサインしていることを理由に、返金はできないと言われた。

(40代 女性)

【処理概要】

購入時点では元気そうに見えていても、既に病気に罹っていた場合は、隠れた瑕疵があったことになり、買主には契約を解除したり、損害賠償を請求する権利があります。ただし、契約前に病気に罹っていたことの証明は買主がしなければなりません。また、「返金は一切できない」と書かれた同意書に署名していることについては、消費者契約法の「事業者の損害賠償責任を免除する条項」に該当し、この条項は無効であると考えられます。

獣医師に診断書や意見書を作成してもらい、これを根拠に販売店と交渉するよう助言しました。

【解説】

ペットは生き物ですが、売買では商品です。売買契約において、販売者は瑕疵のない商品を引き渡す責任があります。瑕疵のあるペットの引渡しを受けた場合、債務不履行を理由に売買契約を解除し、購入代金を返してもらったり、瑕疵のないペットと交換してもらうこともできます。ペットとして迎え入れた後、瑕疵があるからといって返品や交換には抵抗がある場合は、減額を請求することが考えられます。

ペットに関するトラブルの原因は、販売店の対応の悪さだけでなく、飼い主の身勝手な行動によるものも少なくありません。

動物愛護法や都道府県の条例では、飼い主に対してさまざまな義務を課しています。犬の飼い主には狂犬病予防法による義務も課せられます。飼い主としての義務とルールを守りましょう。

事例5 外貨預金

相談内容

「金利が高い」と銀行員に勧められて、外貨定期預金を始めた。お金が必要になり、引きだそうとしたところ、「円高になっていて、今引き出すと、元本割れする」と言われた。

(70代 女性)

【処理概要】

外貨預金は、円をドルなどの外貨に替えて預ける預金です。外貨預金を行う際の注意点としては、第一に為替リスクがあることです。為替相場の動向次第では、満期時に受け取る外貨建ての受取金額を円に換算した金額が、預入額を下回る場合があります。第二の注意点としては、預け入れ時と引き出し時に、円をドルに、ドルを円に交換する手数料がかかることです。中途解約の際も手数料がかかることがあります。外貨預金についての情報を提供しました。

【解説】

金融の自由化が進み、銀行窓口でも投資性の強い預金や、投資信託を販売するようになり、さまざまな金融商品を扱うようになりました。「銀行だから安心、絶対に損はしない」という思い込みは捨てる必要があります。特に高齢者は、この思い込みが強い傾向があり、銀行員に勧められるまま、よく理解できない金融商品の契約をしてしまいがちです。

金融商品を契約するときは、説明をよく聞いて、仕組みやリスクを理解した上で、契約しましょう。理解できない場合は、「元本割れしたくないので、従来 of 預金でよい」とはっきり断る勇気を持ちましょう。